

沖縄県の契約に関する取組方針 **(改定案)**

平成 31 年 3 月 27 日策定
(令和 年 月 日改定)

沖 縄 県

目 次

はじめに	1
1 沖縄県の契約に関する条例について	1
2 取組方針の構成	2
沖縄県の契約に関する取組方針	3
1 県契約の締結に当たって取り組むべき事項（第6条第2項第1号）	3
基本理念1 契約の締結に至る過程における透明性及び公平性の確保	
(1) 契約の過程及び内容の透明性の確保	3
(2) 競争の公正性の確保	4
(3) 談合その他不正行為の排除の徹底	4
2 県契約の適正な履行の確保に関する基本的な事項（第6条第2項第2号）	5
基本理念2 事業者等の適正な利益の確保	
(1) 適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止	5
(2) 価格以外の多様な要素の考慮	6
基本理念3 労働環境の整備促進	
(3) 適正な賃金水準の確保	7
(4) 社会保険に係る法令遵守	8
(5) 労働環境の整備・労働福祉の促進	9
3 県契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項（第6条第2項第3号）	9
基本理念2 事業者等の適正な利益の確保	
(1) 県内中小企業の受注機会の確保	9
(2) 県産品の利用の促進	10
基本理念3 労働環境の整備促進	
(3) 障がい者その他の就業支援が必要な者の雇用の促進に資する取組	11
(4) 男女共同参画の推進に配慮した事業活動	11
(5) 地域における雇用の確保	12
その他 地域経済の活性化等への配慮	
(6) 事業者の有する専門的な技術又は伝統的な技能の承継	12
その他 社会的責任を果たす取組への配慮	
(7) 県民の安全・安心な生活に資する取組	13
(8) 環境に配慮した事業活動	13
(9) その他の社会貢献活動	13
各取組の取組部局等	14
主な用語の解説	17
沖縄県の契約に関する条例	20
沖縄県の契約に関する条例施行規則	22

はじめに

1 沖縄県の契約に関する条例について

(1) 条例制定の背景

近年、社会経済情勢の変化により、公共サービスの効率化やコスト縮減が図られるなか、発注者である沖縄県の厳しい財政状況や事業者間での価格競争に加え、人件費の高騰等を背景とした事業者の収益性の低下など様々な要因が重なった結果、入札の不調・不落の発生や、良質な労働力の確保に影響が出始めるなど、公共サービスの質の確保が懸念されています。

また、県が締結する契約については、これまで、透明性及び公平性の確保並びに品質の確保が求められてきましたが、近年では、これらに加え、県との契約に携わる事業者等の法令遵守や、労働環境の整備、地域における雇用の機会の創出等、社会的な要請も多様化してきました。

これらのことから、県契約に関する施策を総合的に推進するため、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めるため、沖縄県の契約に関する条例（平成30年条例第41号）を制定し、平成30年4月1日に施行しました。

(2) 条例の目的（第1条）

条例は、県契約に関する施策を総合的に推進し、もって「公共サービスの質の確保及び向上」並びに「地域経済の活性化」及び「雇用の機会の創出」に寄与することを目的としています。

(3) 条例の対象（第2条）

条例の対象となる契約は、県が事業者と締結する売買、貸借（リース）、請負その他の契約で、県が事業者からのその目的たる給付に対して対価を支払うものです。

また、条例が適用される県の機関には、知事部局の他、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、各種委員会が含まれます。

＜条例の対象となる契約の例＞

- 機械、車両、消耗品等の物品購入
- パソコンやコピー機等のリース
- 建設工事、印刷等の請負
- 建設工事に係る業務委託
- 清掃・警備等の業務委託
- 通信・運搬等の役務の提供

＜条例の対象とならない契約の例＞

- 県が対価の支払をしない契約（県への贈与、県が貸付を行う内容の契約等）
- 事業者ではないものに対価を支払う契約（県と職員との雇用契約等）
- 規則で除外する契約（土地等の収用に係る損失補償契約等）

(4) 基本理念（第3条）

条例の目的を実現するための基本的な考え方として、3つの基本理念を規定しています。

条例では、「県契約はこれらが図られるよう締結され、履行されなければならない」としています。

＜条例の基本理念＞

- 1 契約締結に至る過程における透明性及び公平性が確保されること
- 2 事業者等の適正な利益が確保されること
- 3 労働環境の整備が促進されること

(5) 県の責務（第4条）及び事業者等の責務（第5条）

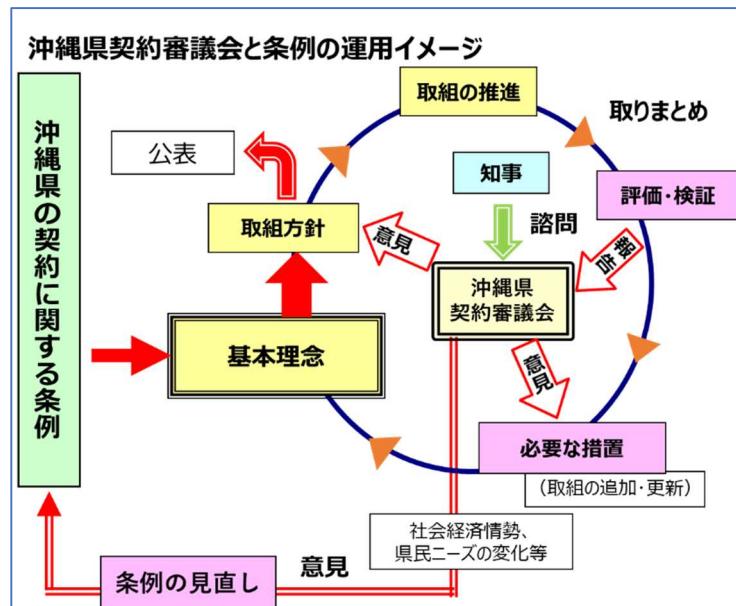
県は、基本理念にのっとり、県契約に関する施策を策定し、実施する責務があります。また、県契約に携わる事業者やその下請負人は、県契約に携わる者として社会的な責任を有していることを認識し、法令の遵守や県契約を適正に履行する義務があります。また、事業者等は県契約に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(6) 県の取組方針（第6条）

県は、県契約に関する施策を実施するに当たって、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」といいます。）を定め、公表することとしています。県が取組方針を定めるに当たって、又はこれを変更するに当たっては、第三者機関である沖縄県契約審議会の意見を聴く必要があります。

(7) 沖縄県契約審議会（第7条）

沖縄県契約審議会は、知事の諮問に応じて、取組方針の策定又は変更並びにその他契約に関する重要事項について調査審議を行わせるために設置された第三者機関です。審議会において、取組方針に掲げた取組の実施状況について検証を行い、その意見を取り組改善に反映させるなど、P D C Aサイクルを継続的に実施することで、取組の実効性を高めていくこととしています。



2 取組方針の構成

取組方針とは、条例第6条に定める、契約に関する施策を実施するに当たって県が取り組むべき方針であり、基本理念の実現を図るために具体的な取組を、以下の3つの柱で体系的にまとめたものです。

- 1 県契約の締結に当たって取り組むべき事項（条例第6条第2項第1号）
- 2 県契約の適正な履行の確保に関する基本的な事項（条例第6条第2項第2号）
- 3 県契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項（条例第6条第2項第3号）

沖縄県の契約に関する取組方針

【凡例】 ■既に実施している取組 ○今後実施を検討する取組

1 県契約の締結に当たって取り組むべき事項（第6条第2項第1号）

基本理念 1

契約の締結に至る過程における透明性及び公平性の確保

(1) 契約の過程及び内容の透明性の確保

【共通】

- 1 隨意契約(少額随意契約等を除く。)の契約実績を四半期ごとに取りまとめ、沖縄県公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)で公表する。
- 2 隨意契約については、運用指針である「随意契約ガイドライン」等(~~以下「ガイドライン」という。)~~に基づき実施し、随意契約の適用については、公平な条件の下で競争性・合理性・経済性を客観的かつ総合的に判断する。

【工事請負契約】

- 3 入札に係る公告及び入札結果を沖縄県入札情報システムに掲載するほか、契約締結後においては、入札過程及び結果に関する事項を閲覧に供する。
- 4 入札に係る発注見通しをホームページ等で公表する。
- 5 予定価格及び最低制限価格は、事後公表とする。
- 6 「沖縄県公共工事入札契約適正化委員会」を設置し、入札及び契約手続の運用状況等について学識経験者等の第三者へ報告し、意見を聞く。
- 7 入札及び契約の過程に関する苦情については、苦情処理手続要領に基づき対応する。
- 8 工事成績評定について受注者から説明を求められた場合は、工事成績評定通知実施要領に基づき速やかに回答する。

【業務委託契約】

- 9 建設関連業務において、入札に係る公告及び入札結果を沖縄県入札情報システムに掲載するほか、契約締結後においては、入札過程及び結果に関する事項を閲覧に供する。
- 10 一般競争入札に係る公告及び結果の公表をホームページ等で行う。
- 11 建設関連業務において、入札に係る発注見通しをホームページ等で公表する。
- 12 建設関連業務において、予定価格及び最低制限価格は事後公表とする。

- 13 建設関連業務において、「沖縄県公共工事入札契約適正化委員会」を設置し、入札及び契約手続の運用状況等について学識経験者等の第三者へ報告し、意見を聞く。

【物品購入】

- 14 一般競争入札に係る公告及び結果の公表をホームページ等で行う。
- 15 オープンカウンター方式による契約状況(契約業者、採用価格)についてホームページで公表する。

(2) 競争の公正性の確保

【共通】

- 16 契約の方式は、透明性、公正性が最も優れている一般競争入札を原則とする。

【工事請負契約】

- 17 予定価格の設定に当たっては、最新の労務単価、資材等の実勢価格を適正・迅速に反映させる。
- 18 一般競争入札において、工事毎に入札参加資格要件等を定めるときは、入札参加資格委員会で審議し決定する。
- 19 指名競争入札における業者選定等は、指名審査委員会で審議し決定する。

【業務委託契約】

- 20 建設関連業務及び庁舎等管理業務において、予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適正・迅速に反映する。
- 21 建設関連業務において、一般競争入札参加資格要件等を定めるときは、入札参加資格委員会で審議し決定する。
- 22 建設関連業務において、指名競争入札における業者選定等は、指名審査委員会で審議し決定する。

【物品購入】

- 23 物品の集中調達等において、契約の方法は、入札又はオープンカウンター方式による見積合わせを原則とする。
- 24 予定価格の設定に当たっては、購入実績及び最新の市場価格等を調査したうえで算出する。
- 25 印刷類の入札において、予定価格は仕様書等により価格を構成する諸要素を積み上げて積算した原価等により算出する。

(3) 談合その他不正行為の排除の徹底

【共通】

- 26 入札及び企画競争型随意契約等の参加資格は、県税等の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと、入札参加制限を受けていないこと等を要件とする。

- 27 契約書に、契約解除や不当介入に関する通報等の暴力団排除条項を明記する。
- 28 紙入札において、入札書の提出期限を開札の前日以前とし、業者同士が事前に合会わないようとする。
- 29 談合情報に適切に対応するため、工事請負及び建設関連業務委託以外の契約についても、談合情報対応マニュアル等を作成する。

【工事請負契約】

- 30 入札において電子入札を実施する。
- 31 建設工事入札参加資格審査において、建設業法違反等による減点を実施する。(等級格付評価項目)
- 32 入札参加資格者が、粗雑工事、事故、贈賄及び、不正行為、暴力団との関係等に基づく措置用件に該当するときは、指名停止措置を行う。
- 33 談合情報があった場合には、談合情報対応マニュアル等に基づき対応する。

【業務委託契約】

- 34 建設関連業務等の談合情報があった場合には、談合情報対応マニュアル等に基づき対応する。
- 35 建設関連業務において、入札参加資格者が、契約違反、贈賄、不正行為、暴力団との関係等に基づく措置用件に該当するときは、指名停止措置を行う。

【物品購入】

- 36 「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程」に定める競争入札参加資格者が、契約違反、贈賄、不正行為、暴力団との関係等に基づく要件に該当するときは、指名停止措置を行う。
- 37 オープンカウンター方式による見積合わせにおいて、電子入札を実施する。

2 県契約の適正な履行の確保に関する基本的な事項（第6条第2項第2号）

基本理念 2

事業者等の適正な利益の確保

(1) 適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止

【工事請負契約】

- 38 入札において、最低制限価格制度を実施する。
- 39 総合評価一般競争入札等において、低入札調査基準価格及び失格基準価格を設定する。
- 17 (再掲) 予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適正・迅速に反映させる。

【業務委託契約】

- 40 建設関連業務の入札において、最低制限価格を設定する。
- 41 建設関連業務の入札において、低入札調査基準価格を設定する。
- 42 庁舎等管理業務の入札において、最低制限価格を設定する。
- 20 (再掲)建設関連業務及び庁舎等管理業務において、予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適正・迅速に反映する。
- 43 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることを禁止するほか、仕様書等で指定した契約の主たる部分の履行を第三者への委任し、又は請負わせることを禁止する。

【物品購入】

- 44 印刷物の製造の請負において、一括下請負を禁止する。
- 45 印刷物の製造の請負に係る入札において、最低制限価格を設定する。

(2) 価格以外の多様な要素の考慮

【工事請負契約】

- 46 建設工事の競争入札参加資格審査において、主要5工種(土木、建築、電気、管、舗装)については、建設業者の施工能力等に応じた発注を行うため、経営事項審査の審査項目及び事業者の工事成績、資格者等の雇用、企業表彰など等を評価し、等級を設定する。
- 47 入札において、工事の品質確保を目的として、価格と技術力を総合的に評価し落札者を決定する総合評価一般競争入札を実施する。
- 48 総合評価一般競争入札において、同種工事の施工実績等により企業及び配置予定技術者の能力を評価する。
- 49 一般競争入札において、工事内容及び金額に応じ、施工形態、同種工事の実績、配置技術者の資格等を参加資格要件とする。

【業務委託契約】

- 50 建設関連業務の入札において、業務の品質確保を目的として、価格と技術力を総合的に評価し落札者を決定する総合評価一般競争入札を実施する。
- 51 建設関連業務の総合評価一般競争入札において、同種業務等の実績等により企業及び配置予定技術者の能力を評価する。
- 52 建築関係コンサルタント名簿(総合評価点順位)作成において経営事項、技術的事項、地域貢献その他事項を評価項目とする。
- 53 建設関連業務の入札において、業務内容に応じ、同種業務の実績、担当技術者の資格等を参加資格要件とする。
- 54 建設関連業務等において、技術提案等を評価し最適な受注者を選定するため、プロポーザル方式を実施する。

- 55 主に価格以外の条件を重視する必要がある場合には、公募等により業務内容等に係る企画を提案させ、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定する企画競争型随意契約を行う。
- 43 (再掲)契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることを禁止するほか、仕様書等で指定した契約の主たる部分の履行を第三者への委任し、又は請負わせることを禁止する。

【物品購入】

- 44 (再掲)印刷物の製造の請負において、一括下請負を禁止する。

基本理念 3	労働環境の整備促進
--------	-----------

(3) 適正な賃金水準の確保

【共通】

- 56 年度途中での最低賃金額の改定に伴い、発注先が最低賃金法違反を発生させることがないよう配慮を行う。

【工事請負契約】

- 17 (再掲)予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適正・迅速に反映させる。
- 38 (再掲)入札において、最低制限価格制度を実施する。
- 39 (再掲)総合評価一般競争入札等において、低入札調査基準価格及び失格基準価格を設定する。

【業務委託契約】

- 20 (再掲)建設関連業務及び庁舎等管理業務において、予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適正・迅速に反映する。
- 57 業務委託における人件費の積算に当たっては、業務内容に照らして適切な人員数・時間数等を計上する。
- 40 (再掲)建設関連業務の入札において、最低制限価格を設定する。
- 41 (再掲)建設関連業務の入札において、低入札調査基準価格を設定する。
- 42 (再掲)庁舎等管理業務の入札において、最低制限価格を設定する。
- 58 庁舎等管理業務の契約において、労働関係法規法令遵守の義務付けや必要に応じて法令遵守状況の調査を可能とする条項を契約書に明記する。
- 59 庁舎等管理業務の受託者に対して、労働者の生活の安定を図る観点から、最低賃金の減額の特例許可を得ることについて、極力行わないよう配置人員数や警備時間等の配慮を求める。

【物品購入】

- 24 (再掲)予定価格の設定に当たっては、購入実績及び最新の市場価格等を調査したうえで算出する。

- 25 (再掲)印刷類の入札において、予定価格は仕様書等により価格を構成する諸要素を積み上げて積算した原価等により算出する。
- 44 (再掲)印刷物の製造の請負において、一括下請負を禁止する。
- 45 (再掲)印刷物の製造の請負に係る入札において、最低制限価格を設定する。

(4)社会保険に係る法令遵守

【共通】

- 60 県と県契約を締結した事業者等に対して、社会保険の加入状況や賃金支払状況等について調査を行う。

【工事請負契約】

- 61 建設工事入札参加資格審査において、事業者が社会保険の適用事業所の場合は、当該保険に加入していること等を要件とする。
- 62 建設工事請負契約約款において、請負契約金額内訳書に法定福利費を明示することを規定する。
- 63 受注者(元請業者)と社会保険未加入者との一次下請契約を原則として禁止する。
- 64 受注者(元請業者)と社会保険未加入者との下請契約(二次以下含む。)を原則として禁止する。
- 65 下請業者が社会保険未加入建設業者である場合、受注者に対しペナルティー(指名停止、工事成績評点減点等)を実施する。
- 66 二次以下の下請業者について、社会保険加入状況を確認するとともに、未加入の場合は改善指導を行う。

【業務委託契約】

- 67 建設関連業務の入札参加資格審査において、事業者が社会保険の適用事業所の場合は、当該保険に加入していること等を要件とする。
- 68 庁舎等管理業務において、入札時に雇用労働者の社会保険への加入状況を書面で確認する。
- 69 入札や企画競争の参加資格審査において、事業者が社会保険の適用事業所の場合は当該保険に加入していることを要件とする。

【物品購入】

- 70 「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程」に定める競争入札参加資格審査において、事業者の社会保険への加入状況を要件とする。

(5) 労働環境の整備・労働福祉の促進

【共通】

- 71 入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手先選定等において、雇用環境改善(人材育成に優れている)等を推進する企業の評価等を検討する。
- 72 入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手方選定等において、事業者の健康診断の受診率、保健指導の実施率及びがん検診の受診率及び受診勧奨等の状況を評価する。

【工事請負契約】

- 73 建設工事入札参加資格審査において、建設業退職金共済制度の履行状況を評価する。(等級格付評価項目)
- 74 「週休2日試行工事の実施要領」に基づき、建設現場における週休2日の推進を図る。
- 75 土木工事において週休2日工事を実施する場合には、工事費の割増補正を行うとともに、工事成績評定において働き方改革に係る取組を評価する。
- 76 特記仕様書において、建設業退職金共済制度や、建設労災補償共済又これに準ずる共済、保険への加入の義務付け等、労働福祉への取組を記載する。

【業務委託契約】

- 77 建設関連業務において、業務環境改善要領を策定し特記仕様書に明記する。
-

3 県契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項（第6条第2項第3号）

基本理念2

事業者等の適正な利益の確保

(1)県内中小企業の受注機会の確保

【共通】

- 78 「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の促進を図る。
- 79 県内企業では対応できない場合、または県内企業のみでは競争性が確保できない場合を除き、県内企業へ優先的に発注するよう努める。
- 80 県の発注部局における県内企業への発注実績及び県産品の使用実績を年度毎に取りまとめ、県産品優先使用等連絡会議で検討を行い、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の効果的運用に努める。
- 81 県機関及び市町村に対し、官公需適格組合の活用等の中小企業者の受注機会の増大のための取組推進を呼びかける。

【工事請負契約】

- 46 (再掲)建設工事の競争入札参加資格審査において、主要5工種(土木、建築、電気、管、舗装)については、建設業者の施工能力等に応じた発注を行うため、経営事項審査の審査項目及び事業者の工事成績、資格者等の雇用、企業表彰など等を評価し、等級を設定する。
- 82 同時期に分離分割発注する工事においては、取り抜けを設定する。
- 83 入札において、競争が確保されない場合を除き、契約の内容に応じて地域要件を設定する。
- 84 一定の発注金額以上の工事については、構成員の技術向上を図るため、県内中小企業等を構成員に加えた特定JVへの発注方式を採用する。
- 85 入札において、工事規模や難易度に応じて参加資格要件を設定する。
- 86 総合評価一般競争入札において、地域内の拠点、近隣地域での施工実績、県内企業の下請活用を評価する。
- 87 総合評価一般競争入札において、国や地方自治体との災害協定締結等の地域貢献を評価する。

【業務委託契約】

- 88 庁舎等管理業務の入札において、参加資格者数が一定程度確保される業務について、地域要件を設定する。
- 89 建設関連業務に係る入札において、競争が確保されない場合を除き、契約の内容に応じて地域要件を設定する。
- 90 建設関連業務の一般競争入札において、県内企業のみでは対応が困難な業務については県内企業を構成員に加えた共同企業体で発注する。
- 91 建築関係コンサルタント名簿(総合評価点順位)により委託業務の委託金額及び設計難易度に応じて、入札参加の条件を設定する。

【物品購入】

- 92 複写サービス等に関する一括契約の一般競争入札において、地域を分割して発注する。
- 93 事務用品等の単価契約において、複数の種類に分割して入札・契約を行う。

(2) 県産品の利用の促進

【共通】

- 78 (再掲)「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の促進を図る。
- 80 (再掲)県の発注部局における県内企業への発注実績及び県産品の使用実績を年度毎に取りまとめ、県産品優先使用等連絡会議で検討を行い、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の効果的運用に努める。

- 94 施用物品をはじめ、県で使用する物品について、規格、品質、価格等が適正な県産品（県内において製造・加工される製品。）がある場合は、入札等に係る関係法令等に従いながら、これを優先して使用するよう努める。

【工事請負契約】

- 95 特記仕様書等において、適格な県産建設資材の優先使用、使用状況報告書の提出を明記し推奨する。
- 96 沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）を実施し、再資源化資材は原則としてゆいくる材を使用し、その他は優先的にゆいくる材を使用する。

基本理念 3

労働環境の整備促進

(3) 障がい者その他の就業支援が必要な者の雇用の促進に資する取組

【共通】

- 97 入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手方選定等において、障害者雇用を推進する企業の評価等を検討する。

【工事請負契約】

- 98 建設工事入札参加資格審査において、障害者雇用及び協力雇用主を評価する。（等級格付評価項目）

【業務委託契約】

- 99 沖縄県障害者優先調達方針に基づき、障害者就労施設等から供給可能な物品等について県機関へ情報提供を行うとともに、調達目標の設定及び実績の公表等により、優先調達の促進を図る。
- 100 沖縄県障害者優先調達方針に基づき、物品又は役務の調達に当たっては、障害者就労施設等から優先的に調達を行うよう努める。
- 101 花壇管理業務等において、障害者就労施設等への優先発注を行う。

【物品購入】

- 102 沖縄県障害者優先調達方針に基づき、障害者就労施設等から供給可能な物品等について県機関へ情報提供を行うとともに、調達目標の設定及び実績の公表等により、優先調達の促進を図る。
- 103 沖縄県障害者優先調達方針に基づき、物品又は役務の調達に当たっては、障害者就労施設等から優先的に調達を行うよう努める。

(4) 男女共同参画の推進に配慮した事業活動

【工事請負契約】

- 104 総合評価一般競争入札において、配置予定技術者が出産・育児等で休業していた期間に相当する期間について、工事成績等の審査対象期間からを緩和する。

- 105 総合評価一般競争入札において、若手又は女性技術者の配置を評価する。

【業務委託契約】

- 106 建設関連業務の総合評価一般競争入札において、配置予定技術者が出産・育児等で休業していた期間に相当する期間について、工事成績等の審査対象期間からを緩和する。

(5) 地域における雇用の確保

【共通】

- 71 (再掲)入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手先選定等において、雇用環境改善(人材育成に優れている)等を推進する企業の評価等を検討する。
- 107 入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手先選定等において、沖縄県産業雇用拡大県民運動(雇用の創出)等を推進する企業の評価等を検討する。

【工事請負契約】

- 108 入札において、受注者と配置予定技術者の間に直接的雇用関係があることを参加要件とする。
- 105 (再掲)総合評価一般競争入札において、若手又は女性技術者の配置を評価する。
- 86 (再掲)総合評価一般競争入札において、地域内での拠点、近隣地域での施工実績、県内企業の下請活用を評価する。
- 109 建設工事入札参加資格審査において、新卒者雇用及び若年者雇用を評価する。(等級格付評価項目)
- 98 (再掲)建設工事入札参加資格審査において、障害者雇用及び協力雇用主を評価する。(等級格付評価項目)

【業務委託契約】

- 110 シルバーパートナーセンター等への委託可能業務を優先発注する。

その他	地域経済の活性化等への配慮
-----	---------------

(6) 事業者の有する専門的な技術又は伝統的な技能の承継

【工事請負契約】

- 109 (再掲)建設工事入札参加資格審査において、新卒者雇用及び若年者雇用を評価する。(等級格付評価項目)
- 111 総合評価一般競争入札において、登録基幹技能者の配置を評価する。

- 112 総合評価一般競争入札において、配置予定技術者の資格、継続教育の状況を評価する。
- 105 (再掲)総合評価一般競争入札において、若手又は女性技術者の配置を評価する。

その他	社会的責任を果たす取組への配慮
-----	-----------------

(7) 県民の安全・安心な生活に資する取組

【工事請負契約】

- 87 (再掲)総合評価一般競争入札において、国や地方自治体との災害協定締結等の地域貢献を評価する。

(8) 環境に配慮した事業活動

【共通】

- 113 沖縄県環境保全率先実行計画に基づき、受託事業者に対して、業務実施に当たっては環境に配慮を行うよう協力を求める。

【工事請負契約】

- 114 建設工事入札参加資格審査で、ISO14001 及びエコアクション 21 の認証取得を評価する。(等級格付評価項目)
- 96 (再掲)沖縄県リサイクル資材評価認定制度(ゆいくる)を実施し、再資源化資材は原則としてゆいくる材を使用し、その他は優先的にゆいくる材を使用する。
- 115 特定建設資材廃棄物や建設発生土について、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう建設リサイクル法等を遵守するよう特記仕様書に明記する。
- 116 入札において、工事の内容により赤土流出防止対策工事の施工実績を有することを参加資格要件とする。

【物品購入】

- 117 沖縄県グリーン購入調達方針に基づき、環境配慮型製品の優先的な購入に努める。

(9) その他の社会貢献活動

【工事請負契約】

- 118 総合評価一般競争入札において、ボランティア活動による地域貢献の実績を評価する。
- 119 建設工事入札参加資格審査において、加入している建設業団体の社会貢献活動を評価する。(等級格付評価項目)

各取組の取組部局等

取組番号	取組部局	取組番号	取組部局
1	全部局等	21	農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁
2	全部局等	22	農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁
3	農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、警察本部	23	出納事務局
4	農林水産部、土木建築部、企業局、 <u>教育庁</u> 、警察本部	24	全部局等
5	<u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、 <u>警察本部</u>	25	出納事務局
6	知事部局、教育庁、警察本部	26	全部局等
7	知事部局、企業局、教育庁、警察本部	27	全部局等
8	農林水産部、土木建築部、企業局	28	警察本部
9	農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、警察本部	29	全部局等
10	<u>知事部局知事公室</u> 、 <u>総務部</u> 、 <u>企画部</u> 、 <u>農林水産部</u> 、 <u>商工労働部</u> 、 <u>土木建築部</u> 、 <u>病院事業局</u> 、教育庁、 <u>選挙管理委員会</u> 、 <u>警察本部</u>	30	農林水産部、土木建築部、企業局、 <u>病院事業局</u> 、教育庁、警察本部
11	農林水産部、企業局	31	土木建築部
12	<u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、 <u>警察本部</u>	32	全部局等
13	知事部局、教育庁、警察本部	33	農林水産部、土木建築部、企業局、 <u>教育庁</u> 、警察本部
14	<u>知事部局保健医療部</u> 、 <u>農林水産部</u> 、 <u>出納事務局</u>	34	農林水産部、土木建築部、企業局、警察本部
15	出納事務局	35	全部局等
16	全部局等	36	出納事務局
17	全部局等	37	出納事務局
18	知事部局、企業局、教育庁、警察本部	38	<u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、警察本部
19	農林水産部、土木建築部、企業局、 <u>教育庁</u> 、 <u>警察本部</u>	39	農林水産部、土木建築部、企業局
20	全部局等	40	<u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、警察本部

取組番号	取組部局	取組番号	取組部局
41	<u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部	61	土木建築部
42	総務部、商工労働部、 <u>企業局</u> 、議会事務局	62	<u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁
43	全部局等	63	<u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部、企業局、 <u>教育庁</u>
44	全部局等	64	<u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部、教育庁
45	出納事務局、選挙管理委員会	65	農林水産部、土木建築部、教育庁
46	土木建築部	66	農林水産部、土木建築部、教育庁
47	農林水産部、土木建築部、企業局	67	<u>企画部</u> 、土木建築部
48	農林水産部、土木建築部、企業局	68	総務部
49	<u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、警察本部	69	<u>全部局等総務部</u> 、 <u>環境部</u> 、 <u>商工労働部</u> 、 <u>病院事業局</u> 、 <u>議会事務局</u> 、 <u>警察本部</u> 、 <u>監査委員事務局</u>
50	農林水産部、土木建築部	70	出納事務局
51	農林水産部、土木建築部	71	商工労働部
52	土木建築部	72	保健医療部
53	<u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、 <u>警察本部</u>	73	土木建築部
54	総務部、 <u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部	74	土木建築部、企業局
55	知事部局、 <u>病院事業局</u>	75	土木建築部
56	全部局等	76	<u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁
57	全部局等	77	土木建築部
58	<u>全部局等知事公室</u> 、 <u>総務部</u> 、 <u>環境部</u> 、 <u>子ども生活福祉部</u> 、 <u>保健医療部</u> 、農林水産部、商工労働部、警察本部	78	商工労働部
59	全部局等	79	全部局等
60	商工労働部	80	商工労働部

取組番号	取組部局	取組番号	取組部局
81	商工労働部	101	総務部、議会事務局、警察本部
82	農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁	102	子ども生活福祉部
83	農林水産部、土木建築部、総務部、企業局、教育庁	103	全部局等
84	農林水産部、土木建築部、教育庁、企業局	104	土木建築部、企業局
85	<u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部、教育庁、企業局	105	<u>農林水産部</u> 、土木建築部、企業局
86	<u>農林水産部</u> 、土木建築部、企業局	106	土木建築部
87	農林水産部、土木建築部、企業局	107	商工労働部
88	総務部	108	<u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部、企業局、 <u>警察本部</u>
89	総務部、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁	109	土木建築部
90	企業局	110	農林水産部
91	土木建築部、教育庁	111	<u>農林水産部</u> 、土木建築部、企業局
92	出納事務局	112	農林水産部、土木建築部、企業局
93	出納事務局、警察本部	113	<u>環境部全部局等</u>
94	全部局等	114	土木建築部
95	<u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、 <u>警察本部</u>	115	<u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁
96	<u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、 <u>警察本部</u>	116	<u>企画部</u> 、農林水産部、土木建築部
97	商工労働部	117	全部局等
98	土木建築部	118	農林水産部、土木建築部、企業局
99	子ども生活福祉部	119	土木建築部
100	全部局等		

主な用語の解説

あ

ISO14001

ISO（国際標準化機構）が定めた環境マネジメントシステムの仕様を定めた国際的規格のこと。環境マネジメントシステムとは、企業活動等により生じる環境負荷の低減に向けた方針及び目標を自ら設定し、その達成に向けて取り組み、その取組結果を確認及び評価し、改善していく仕組みのこと。

一般競争入札

契約の内容、入札の条件等を公告して、一定の資格を有する不特定多数の者を競争に参加させ、そのうち県に最も有利な条件で申込みをした者を選定し、その者と契約を締結する方法。

エコアクション21

環境省が定めた日本独自の環境マネジメントシステム。

オープンカウンター方式

公募型見積合わせのことで、広く事業者に見積書の提出を求め、予定価格の範囲内で最低価格の者と契約する方法。

沖縄県グリーン購入調達方針

「沖縄県グリーン購入基本方針」の規定に基づき、重点的に調達を推進する環境物品等の種類及び調達目標等を定めたもの。

沖縄県障害者優先調達方針

県における障害者就労支援施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るために方法や調達目標等を定めたもの。

沖縄県入札情報システム

建設工事及び建設関連業務の発注見通し情報、入札公告等の発注情報、入札結果等についてインターネットを通じて広く提供するサービス。

沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）

循環型社会の構築に寄与するため、県内で排出された廃棄物を原料とした建設資材について、品質・性能、環境に対する安全性等の評価基準に適合する資材を「ゆいくる材」として認定する制度。

か

官公需適格組合

官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合として、国が証明したもの。なお、官公需とは、国や地方公共団体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすることをいう。

企画競争型随意契約

契約の目的を達成するため、主に価格以外の条件を重視する必要がある場合に、公募又は指名により複数の者（受託希望者）からその目的に合致した企画を提案してもらい、その中から契約目的に最も適した者と随意契約をする方法。

業務委託契約

県がその業務を委託する契約で、庁舎管理業務、建設関連業務等の委託契約をいう。

業務環境改善要領

業務履行に当たって実施する業務環境の改善に向けた取組を明記したもの。取組は、受注者及び発注者が協議の上設定する。

協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する事業者のこと。

経営事項審査

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負うことを希望する建設業者が必ず受けなければならぬ審査で、経営状況、経営規模、技術的能力等の客観的事項について行われる建設業法に定める企業評価制度のこと。

県契約

県が事業者と締結する売買、貸借、請負その他の契約で、県が事業者からのその目的たる給付に対して対価を支払うものをいう。

建設関連業務

測量、建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、調査業務等の建設工事に関連する業務。

建設業退職金共済制度

中小企業退職金共済法に基づき国が作った退職金制度で、建設業の事業主が、建設現場で働く労働者の共済手帳に、働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その方が建設業で働くことをやめたときに、制度の運用を行っている独立行政法人勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部（建退共）から退職金が支払われるというもの。

建設工事入札参加資格審査

県が発注する建設工事の入札に参加しようとする者の資格付与に係る審査のこと。発注件数や発注高が大きい特定の5業種（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業）については、建築業者の施工能力等に応じた発注を行うため、総合評点の結果に基づき等級格付を行っている。なお、総合評点とは、経営事項審査における総合評定値に、県独自の評点を加えたもの。

建設労災補償共済

建設業に従事する労働者が業務災害及び通勤災害により死亡した場合、重度の身体障害を残した場合、または傷病の状態にある場合に、国の労働災害補償保険に上乗せして給付等を行う法定外労災補償制度のこと。

県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針

県内企業の育成を図るために、県が県内企業への優先発注及び県産品の優先使用を推進するに当たっての取組方針を定めたもの。

工事請負契約

県が発注する建設工事の請負契約

さ

最低制限価格制度

契約の内容に適合した履行を確保するために必要があると認めるときは、予め最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度。

失格基準価格

入札において、当該入札価格では契約の内容に適合した履行が行われないと判断する基準となる価格。失格基準価格を下回る入札については失格となる。

指名競争入札

一定の資格を有する者のうちから、指名基準により選定した特定の者に対し、契約の内容、入札条件等を通知して競争に参加させ、そのうち県に最も有利な条件で申込みをした者を選定し、その者と契約を締結する方法。

指名停止措置

県の契約の相手方として不適切であると認めた場合に、入札参加資格を一定期間停止する措置。

随意契約

競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法。

随意契約ガイドライン

随意契約の運用指針であり、法令等の解釈と適用事例を示すことにより、契約事務の適性かつ円滑な運用を確保するとともに、県民に対する情報公開を推進し、もって契約事務の透明性、信頼性を保持することを目的として定めたもの。

総合評価一般競争入札

価格と価格以外の要素(企業の技術的能力、技術者の能力、地域貢献度等)を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方法。

た

単価契約

予め数量が確定することができないものについて、単価を契約の主目的とし、当該単価に一定期間において供給を受けた実績数量を乗じた金額を代価として支払うことを内容とする契約のこと。

庁舎等管理業務

庁舎等の維持管理に必要な清掃、警備、駐車場管理、廃棄物処理、中央監視、各種設備の保守点検に係る業務をいう。

低入札調査基準価格

低入札価格調査制度において、調査手続きを開始する場合の入札価格の基準となる価格をいう。低入札価格調査制度とは、予め設定した低入札調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査した上で、落札者を決定する方法。

電子入札

一連の入札手続（入札公告、案件閲覧、入札、開札等）について、インターネットを通じて行う方法。

登録基幹技術者

国が登録する工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習を修了した者をいう。なお、基幹技能者とは、熟練した技能を有し、かつ、安全管理・品質管理・原価管理・工程管理等のマネジメントができ、現場の責任施工を行うことができるいわば上級職長のこと。

特定JV

特定の建設工事の施工を目的として結成され、当該工事の完了、引渡しにより解散する共同企業体のこと。

は

物品購入

県が物品を購入する契約。印刷物の製造の請負契約を含む。

物品の集中調達

事務処理の専門化及び効率化、並びに経済的な調達を図るため、出納事務局において各部局等の物品を集中して調達すること。

や

予定価格

県が相手方を選定して契約を締結する際の契約金額決定の基準として予め作成する見積価格。

ら

労務単価

公共事業の費用の積算に用いる人件費単価のこと。国が毎年、公共事業に従事する労働者の賃金を県別、職種別に調査し、その調査結果に基づいて決定しており、公共工事設計労務単価、設計業務委託等技術者単価、建築保全業務労務単価等がある。

沖縄県の契約に関する条例

平成30年3月30日

条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、県契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、県契約に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県契約に関する施策を総合的に推進し、もって公共サービスの質の確保及び向上並びに地域経済の活性化及び雇用の機会の創出に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県契約 県が事業者と締結する売買、貸借、請負その他の契約（規則で定めるものを除く。）で、県が事業者からのその目的たる給付に対して対価を支払うものをいう。
- (2) 事業者 県と県契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 事業者等 事業者及びその下請負人をいう。

(基本理念)

第3条 県契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関連することに鑑み、その締結に至る過程における透明性及び公平性が確保されるとともに、事業者等の適正な利益が確保され、及び労働環境の整備が促進されるよう締結され、及び履行されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県契約に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、県契約の履行に携わる者として社会的な責任を有していることを認識し、法令を遵守するとともに、県契約を適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、基本理念にのっとり、県契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県の取組方針)

第6条 知事は、県契約に関する施策を実施するに当たって県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

2 取組方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 県契約の締結に当たって取り組むべき事項
- (2) 県契約の適正な履行の確保に関する基本的な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、取組方針を定めるに当たっては、沖縄県契約審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 4 知事は、取組方針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、取組方針の変更について準用する。

(沖縄県契約審議会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例に定めるもののほか、県契約に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
- 3 審議会は、委員8人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者、労働者団体を代表する者及び経営者団体を代表する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県の契約に関する条例施行規則

平成30年3月30日

規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県の契約に関する条例（平成30年沖縄県条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(県契約から除かれる契約)

第3条 条例第2条第1号の規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共事業の用に供する土地の取得又はその事業の施行等により事業者に生じる損失を県が補償することを約する契約
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定の適用を受ける契約

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、商工労働部労働政策課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。